主 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人らの負担とする。 理 由

本件抗告の趣旨及び理由は、別紙のとおりである。

本件訴訟の被告らの被相続人名の本訴提起の時の営業所(住所)は、岩手県宮古市であることは記録上明白であるから、本件訴訟は盛岡地方裁判所の管轄(盛岡地方裁判所の事務の一部を取り扱う同地方裁判所宮古支部もまた、盛岡地方裁判所の管轄に属する本件訴訟を取り扱い得るのであるが、右名の承継人五名のうち被告Bのみが現在宮古市に住所を有しその他はすべて盛岡市に住所を有し、他方原告らは大阪市に事務所を有することが記録上明らかであるから、当事者双方のため著しい損害又は遅滞を避けるため、盛岡地方裁判所が本件訴訟を取り扱うのが相当であると認められる。)に属し、大阪地方裁判所の管轄に属しないというほかはない。

他に記録を調べてみても、原決定にはこれを取り消すべき違法の点はなく、本件 抗告は理由がないから民訴法四一四条三八四条九五条八九条九三条を適用し主文の とおり決定する。

(裁判長裁判官 熊野啓五郎 裁判官 岡野幸之助 裁判官 山内敏彦)